

みかじめ料の被害回復等について

大阪弁護士会 民暴委員会副委員長

弁護士法人宮崎綜合法律事務所 弁護士 奥村 涼太

1 みかじめ料とは

「みかじめ料」とは、暴力団等が縄張内で営業を営む者に対し、名目のいかんを問わず、その営業を営むことを容認する対価として支払わせる金品等というもの、あるいは守り料、用心棒代的な意味をもたせて支払わせる金品等を言います。金品等の具体的な内容としては、月々に決められた現金を支払うものだけでなく、店舗の賃料・管理費に上乗せされているものや、観葉植物、おしぼり、しめ縄や年賀の置物などの購入・リース代金等として上乗せされているもの、後援会費、懇親会費等の名目で徴収されるものもあります。

みかじめ料は、暴力団等にとって不労所得的かつ安定的に収入を得られるという性質があります。また、みかじめ料を支払っている事業者にとって、支払いを拒否したりすると暴力団等からの報復や同業者からの村八分に遭うおそれや、暴力団等と持ちつ持たれつの関係にあること、関係が露呈することへの心理的負担等があることから、みかじめ料被害は表面化しにくい（把握が困難である）という性質もあり、令和の時代になってもなお暴力団等にとって「うまみ」が強く重要な資金源になっていると言えます。

2 みかじめ料に関する規制

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴対法）では、暴力団等によるみかじめ料要求行為や用心棒料等要求行為は禁止されています。それらの行為があった場合、都道府県公安委員会等において中止命令等を発出することができます。そして、その中止命令等に違反した場合、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金、又はこれの併科が定められており、命令の実効性が罰則で担保されています。

大阪府暴力団排除条例では、暴力団等に対する規制がなされているだけでなく、事業者に対する規制、すなわち、事業者が暴力団等に対してみかじめ料等の利益を供与する行為が禁止されている点に特色があります。さらに、同条例では、令和6年7月1日の改正により、大阪府内の一定の地域において飲食店営業や風俗営業を行う事業者が暴力団等に対してみかじめ料等の利益を供与した場合、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金という罰則が適用されることとなりました。

以上のとおり、暴力団等にみかじめ料の支払いを要求されて支払っている
と、財産的な被害が発生し続けるだけでなく、刑事罰の対象にもなり得るので
す。もっとも、同条例は、事業者を処罰することが目的ではなく、事業者と暴
力団等との関係を遮断することが目的であり、事業者については、自首した場
合に刑を減軽または免除するとの規定が設けられています。

3 みかじめ料被害の回復

それでは、暴力団等に対してすでに支払ってしまったみかじめ料を取り戻
すことはできるのでしょうか。

暴力団等によるみかじめ料の要求行為は、暴力や脅迫が伴う場合はもちろ
ん、そのような態様でなくとも、事業者において任意に支払っているとは認め
られない場合（自由な意思決定が侵害されている場合）には不法行為（民法 7
09 条）に該当し、支払ったみかじめ料を損害としてその賠償を請求できる可
能性があります。また、みかじめ料の支払いを受けた暴力団等は、法律上の原
因なく利益を受け、事業者に損失を及ぼしたものとして、不当利得（民法 70
3 条、704 条）となり、その返還を請求できる可能性もあります。

もっとも、これらの請求は、原則として、直接みかじめ料の要求行為を行っ
た者や、直接みかじめ料の支払いを受けた者に対して行うことができるにす
ぎず、これらの者が十分な資力を有していない場合、被害回復できないこと
になります。この点、暴対法第 31 条の 2 では、暴力団の威力を利用して財産の
形成、事業遂行のための資金を得る行為等（威力利用資金獲得行為）について、
暴力団の代表者等（組長ら）に対しても損害賠償責任を追及できる旨を定めて
おり、みかじめ料の要求行為は威力利用資金獲得行為に該当すると言えます。

このように、みかじめ料については、直接の行為者や利得者だけでなく、組
長らも相手方として請求を行い、被害回復を図ることになります。

なお、これらの請求をするにあたっては、みかじめ料の支払いから 3 年もし
くは 5 年経過することにより時効にかかってしまい、（時効の援用により）請
求権が消滅してしまうという消滅時効の問題があります。もっとも、裁判例で
は、暴力団側による消滅時効の援用は権利濫用に該当し、許されない（請求権
は消滅しない）場合があるとの判断が示されており、3 年もしくは 5 年より前
に支払ったみかじめ料についても請求できる可能性があります。

4 みかじめ料に関する相談

みかじめ料の支払いを続けていくにつれ、財産的な被害が増えるだけでな
く、暴力団等の関係性も切るに切れなくなっていき、さらなる要求、強要等
につながる可能性もありますので、迷わず警察や暴迫センターにご相談くだ
さい。

また、大阪弁護士会の民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会でも、このようなみかじめ料被害の対策について日々研鑽を重ねているところ、現在、みかじめ料被害に関する相談を広く受け入れるべく、相談窓口(ホットライン)の開設の準備を進めていますので、ぜひ弁護士にもご相談いただければと思います。

以上

*本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

*禁転載